令和２年度

交通弱者に対する タクシー運賃の助成 の申請（利用）が始まります。

４月１日～

交通弱者に対する移動手段の確保策として、タクシー利用に係る運賃の一部助成を令和２年度も実施します。

助成対象者

本市に住民登録があり、自動車等運転免許証をお持ちでない方で、次の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

（１）75歳以上の方（本年４月１日以降に75歳になる方は、誕生日月から申請ができます）

（２）次の①～⑦のいずれかに該当する方

①身体障害者
②知的障害者
③精神障害者
④要介護認定者
⑤介護予防・日常生活支援総合事業対象者
⑥難病患者
⑦小児慢性特定疾病患者

申請の流れ

対象者
上記の助成対象者に該当する方または代理の方が申請を行ってください。

↓ **①申請**

市役所
市役所の福祉課（高齢者介護保険係・障害福祉係）が窓口です。

↓ **②審査・登録**

利用券発行
タクシー料金を一部助成する利用券をその場で発行します。その日から利用できます。

※申請は４月１日（水）から福祉課窓口で受付を開始します。

申請時に持参するもの

- 助成対象者の印鑑（認印）
- 代理申請の時は、代理の方の身分証明書と印鑑
- 左の（１）に該当する方は、助成対象者の健康保険証または介護保険証
- 左の（２）の①～⑦に該当する方は、障害者手帳や介護保険証等証明するもの

利用券の発行・使用

- 令和２年度は、登録者１人当たり利用券（１枚300円）を24枚交付します。
- 利用券の使用については、タクシー運賃（乗車）１回につきタクシー料金の範囲内で５枚まで使えますので、残りの差額を乗務員にお支払いください。
- お友達同士で一緒に利用することもできます。

注意点

- 利用券の再発行はできません。
- 登録者本人以外の方が利用することはできません。
- 追加の発券はできません。
- 利用期限は令和３年３月31日までです。

問合せ

不明な点は、下記へお尋ねください。
福祉課高齢者介護保険係
TEL72-1111（内線131・134）
福祉課障害福祉係　TEL 72-1111（内線471）

防災マップ

「枕崎市総合防災マップ（冊子タイプ）」の配布について

防災マップの更新

現在の「枕崎市防災マップ」は、平成24年度に作成し、各世帯へ配布していますが、近年、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の内容等が変更されたことなどから、今年３月完成を目途に防災マップの更新作業を行っています。

更新内容等については、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等を現状に合わせて変更したほか、災害時の対応や行動、各種災害関連情報の掲載、知っておきたい災害時の知識や早期避難の重要性などを取りまとめており、また、より扱いやすいよう冊子タイプになりますので、ご活用ください。

◀新たに作成する防災マップ

防災マップの配布

新たに作成する「枕崎市総合防災マップ（冊子タイプ）」については、配布準備が整い次第（４月上旬を予定）、公民館を通じて各世帯へ配布する予定です。また、市役所や各地区公民館においても設置予定です。

■**問合せ**　総務課危機管理対策係　TEL72-1111（内線214）

【お詫びと訂正】

広報まくらざき２月号　枕崎市「防災・一般情報提供メール」登録についての掲載内容

広報まくらざき２月号の６ページでお知らせした、枕崎市「防災・一般情報提供メール」登録方法において、登録手順①の迷惑メール対策のメールアドレスの表記に誤りがありました。

下記のとおり訂正させていただくとともに、市民の皆さんにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

【誤】　bousai.makurazaki-city@raiden2.ktaiwork.jp

↓

【正】　makurazaki-city@raiden2.ktaiwork.jp

転入・転出

転入・転出等の届出はお早目に

窓口時間の延長

３月から４月にかけては、就職や転勤等で住所が変わる方が多くなります。市役所への届出が必要ですので、早めに手続きを行ってください。

３月30日（月）から４月２日（木）までは、窓口を午後６時30分まで延長しています。

※手続きによっては、再度のご来庁をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

転出するとき

転出予定日と転出先が確定してから届出をしてください。

必要なもの　マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）、後期高齢者医療保険証（該当者のみ）、介護保険証（該当者のみ）、子ども医療費受給者証（該当者のみ）、印鑑登録証（登録者のみ）

転入するとき

転入した日から14日以内に届出をしてください。

必要なもの　転出証明書（マイナンバーカード、または住民基本台帳カードを使用して転出された方は、当該カード）マイナンバー通知カード、外国人の方は在留カード、印鑑

マイナンバー関係の窓口時間延長

お仕事などで平日の昼間に市役所に行くことができない方が、マイナンバーカードの申請や受取りができるよう、毎週木曜日は、午後８時まで窓口の時間延長を行います。

※午後６時以降は、市役所正面玄関からのみの出入りとなります。マイナンバーカード関係の事務以外は、取り扱いません。

■**問合せ**　市民生活課市民係　TEL72-1111（内線149）